

倉敷市不育症検査費用助成金給付事業のご案内

厚生労働省が指定している先進医療で実施された不育症検査の費用の一部を助成します。

1 対象となる方

申請日に倉敷市に住民登録があり、2回以上の流産、死産の既往がある方

2 対象となる検査

流死産検体を用いた遺伝子検査（次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査）

- ・他の自治体で助成を受けた検査は対象となりません。
- ・上記検査の実施医療機関として厚生労働省に届け出した医療機関で行った検査に限ります。

該当医療機関は、厚生労働省のホームページで確認できます。

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kan02.html>



3 必要書類

- (1) 倉敷市不育症検査費用助成金給付事業申請書★
- (2) 倉敷市不育症検査費用助成金給付事業に係る受検証明書（医療機関の証明）
- (3) 医療機関が発行する領収書及び明細書

★の書類は受付窓口で記入できます。振込口座の確認できるものをお持ちください。

4 助成金額

1回の検査につき受検証明書に記載されている領収金額の7割に相当する額（千円未満切り捨て）。ただし、上限6万円です。

- ・助成の対象となる費用は、不育症検査に要した費用のうち、先進医療部分（保険適用外）です。（診察料、入院室料（差額ベッド代）、食事療養費、文書料等の検査に直接関係のない費用は対象外です。）

※医療機関によっては、「受検証明書」の発行に文書料等の費用がかかる場合があります。その費用は自己負担となります。

5 申請・助成の流れ

- (1) 検査の終了後、費用を医療機関に支払い、主治医に「倉敷市不育症検査費用助成事業に係る受検証明書」を作成してもらいます。
- (2) 必要書類を申請窓口に提出します。
- (3) 申請期限は、検査日（※）の属する年度の末日です。

※ 上記の日が3月1日～3月31日の場合は、翌年度の4月末日まで申請することができます。

申請期限を過ぎると受付できなくなりますので、できるだけ早めに申請してください。

- (4) 倉敷市保健所健康づくり課で審査を行い、審査結果について通知するとともに、助成決定者には、指定の口座に倉敷市不育症検査費用助成金を振り込みます。通知の送付及び支払の目安は、申請した月の翌月25日頃です。ただし、書類の不備があった場合などは支払いが遅れることがあります。

●申請受付・問い合わせ先

担当課名	郵便番号	所在地	電話番号
倉敷市保健所 健康づくり課	710-0834	倉敷市笹沖170	086-434-9820
〃 倉敷保健推進室	710-0834	倉敷市笹沖170	086-434-9822
児島保健福祉センター児島保健推進室	711-8565	倉敷市児島小川町3681-3(児島支所内)	086-473-4371
玉島保健福祉センター玉島保健推進室	713-8565	倉敷市玉島阿賀崎 1-1-1(玉島支所内)	086-522-8113
水島保健福祉センター水島保健推進室	712-8565	倉敷市水島北幸町 1-1(水島支所内)	086-446-1115
玉島保健福祉センター真備保健推進室	710-1398	倉敷市真備町箭田1141-1(真備支所内)	086-698-5111

岡山県不妊専門相談センター「不妊・不育ところの相談室」

「不妊・不育ところの相談室」では、不妊症（妊娠しない）や不育症（妊娠しても育たない）により子どもが得られない方々、将来の妊娠に不安を持つ思春期の男性、女性の方々の悩みについて相談に応じます。相談は無料で、匿名でも可能です。

※本事業は岡山県の事業です。内容が変更になることがあります。詳しくは直接岡山県不妊専門相談センターへお問い合わせください。

Tel・Fax：086-235-6542 E-mail：funin@cc.okayama-u.ac.jp

所在地：岡山市北区鹿田町 2-5-1（岡山大学鹿田キャンパス内）

ホームページ：http://www.okayama-u.ac.jp/user/hos/funin/index1.html